



# 後援会 だより Vol.14

【安心できるまちづくり活動報告】  
桶川市議会議員 山中 敏正  
連絡所 ☎ 048-787-3796



令和 3年 8月発行



スマートフォンのカメラでアクセス!

<https://www.yamanaoka-toshimasa.com/>

市議会について、桶川市HPから本会議のライブ中継をご覧ください。

桶川市議会スマート中継

検索

今年7月16日に関東甲信地方の梅雨明けが発表され、平年より3日早い梅雨明けとなりました。7月中旬に入って一気に太平洋高気圧が強まり、暑さが本格化しています。これまでのカラッとした暑さとは違う、湿度が多くうだるような暑さが体に堪えます。自粛生活が続く、外に出て活動する機会が減っているために、体が暑さに順応できていない方が多いのではないのでしょうか。体が暑さに慣れる「暑熱順化」ができる体になるまでは個人差があり、数日から2週間程度かかるそうです。本格的な真夏の暑さが到来し、熱中症にならないよう暑さを避けてお過ごしください。

今回の活動報告は、6月におこなわれた定例会での一般質問をさせて頂いた内容をご報告いたします。

## 【新規就農者の定住促進と遊休化する農地の活用について】

人口減少や高齢化、後継者不足などによる空き家の増加とともに農地の遊休化が今後も進むことから指定した農地に関し、空き家に付属した農地の取得等に係る下限面積要件を緩和する自治体が増えてきております。農地法第30条に基づく利用状況調査を踏まえ、売買や貸借が難しい空き家に付属した農地に限り下限面積を引き下げることで、遊休農地の解消、農地の効率的利用、農村環境の保全を図るとともに、市内外からの新規就農者などの移住定住の促進を図れる取組であります。なかには、都会での暮らしから、田舎での農ある暮らしに関心のある方がいるかと思えます。家庭菜園のある暮らしや農地を活用した食育を取り入れた子育てなど、暮らし方の多様化を応援して、遊休農地の活用や農業に関心のある方の移住定住を促進することで、地域の活性化にも繋がると考え、空き家対策と農地の有効活用を取り入れた制度への取組について、伺いました。

### ◆質問内容 Q&A

Q1. 当市における空き家の現状と対策について伺います。

A1. 住宅土地統計調査の結果を基にお答えします。直近の平成30年の調査報告によりますと、市内の空き家数は2,830戸となっており、空き家率は8.8%となっています。空き家の利活用促進として平成31年4月から、桶川市、上尾市、北本市、鴻巣市及び伊奈町の4市1町で連携して、空き家バンクを実施しています。



◆空き家バンクの登録状況について、令和3年4月末現在、登録物件については3件となっています。また、空き家バンクを活用し、空き家を買いたい借りたいという方が登録する利用登録については、20人となっております。

Q2. 空き家付農地取得制度の適用条件について伺います。

A2. 農地の取得者、またはその世帯員が農作業に原則年間150日以上に従事であること、また農地取得後の農地面積の合計が5,000平米以上であることです。

◆面積要件については、農地法第3条第2項第5号の規定により、各市町村で定めることができます。

埼玉県内の6町が空き家とセットでの農地取得の下限面積を100㎡に引き下げています。

◎要望事項: 市外からの新規就農の移住促進と、遊休農地の解消につながるこちらの制度導入を要望させていただく。

## 【脱炭素社会の実現に向けた取組について】

現在、世界規模で様々な影響を与えているのが地球温暖化であり、その影響も含め深刻な問題となっています。近年の台風の大型化や豪雨が頻発するのもこの影響の1つであるとされており、未来に生きる子どもたちの生活を守るためにも、この問題に対する取り組みを進めていかなければいけません。このような状況のもと、国においては菅首相が昨年10月、臨時国会で2050年までに温室効果ガスの排出量を自質ゼロにする目標を宣言しました。このことにより、現在利用可能な既存・先進技術を全面活用しながら、更なる省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの主力電源化を図るとともに、次世代・革新的技術の早期実現・社会実装に向けた取組を加速化させるものと考えます。そこで、脱炭素化社会の実現に向けて、現在当市で取り組んでいるものと、今後の方向性について、伺いました。

Q1. 公共施設等における取組の状況について伺います。

A1. 庁内での主な取組といたしましては、自然エネルギーの活用のため、市役所本庁舎、桶川図書館、桶川公民館、総合福祉センター、保健センター、勤労福祉会館、朝日及び桶川東放課後児童クラブ、日出谷保育所などの公共施設のリニューアルなどの際に太陽光発電設備を取り入れております。

Q2. 桶川市の2050年までの温室効果ガス排出量削減目標について伺います。

A2. 本市では、2050年までの具体的な温室効果ガス削減目標は定めておりません。今後、桶川市環境基本計画の改定作業とも関連させながら、環境施策について総合的に検討し、達成可能な目標及び取組について検討してまいります。

Q3. 桶川市は、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言を表明されないのか伺います。

A3. 本市としても、宣言を表明することについて前向きに検討してまいります。

◆2050年二酸化炭素を実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方自治体が、6月8日時点において、埼玉県内でも20の自治体が表明をしています。



【問】今後の公共施設等への再生可能エネルギーシステムの導入について、令和6年度に完成予定の道の駅、こちらに太陽光発電、蓄電池の整備や今後、車社会もガソリンから「水素エンジン車」へと新技術の開発が加速されるものと思われまます。道の駅にも水素製造施設及び水素ステーションの設置について、可能かどうかを伺いました。

【答】整備されるかにつきましては、民間事業者からの提案等によりまますが、環境面に配慮した施設整備は重要であると認識しています。

## 【川田谷地区の通学時の安全対策について】

警察庁が平成28年（2016年）～令和2年（2020年）に起きた交通事故を分析したところ、歩行中の小学生の死者・重傷者はこの5年間で2,734人となっています。学年別にみると最も多いのは小学校1年生の708人で、学年が進むにつれて減少しています。歩行中の交通事故については、死者・重傷者では小学校1年生は6年生の約3.7倍、死者に絞ると9.0倍に上ります。次代を担うかけがえのない命を社会全体で守ることは極めて重要であり、このような状況下において、児童生徒の交通事故を防止するためには、学校をはじめ家庭や地域における交通安全教育の徹底を図ることは重要ですが、児童生徒が安心して通行できる道路交通環境の確立が不可欠であると考えます。そこで、当市の通学路における安全対策についての考えと取り組みについて、伺いました。



### ❖ 質問内容 Q&A

Q1. 通学路の点検頻度と見直し基準について伺います。

A1. 埼玉県では平成14年以降、おおむね5年ごとに通学路安全総点検を実施しております。今年度は、この点検の実施の年になっており、桶川市においても各学校と連携して通学路の安全点検をいたします。見直しについては、明確な基準はございませんが、通学路に大きな変化があった場合などに見直しを行っております。川田谷地区におきましては、平成27年度に上尾道路開通に伴う通学路の変更があり、通学路検討会議を開いております。

Q2. 登下校時の安全対策について伺います。

A2. 小学校の取組としては、月2回以上は全校児童を校庭に集合させ、その時々児童の様子に応じた安全指導を行い、交通安全意識の醸成を図っております。その際、担当教員が児童の下校に同行することで、通学路の安全点検も併せて行っております。中学校の取組では、令和3年度より自転車通学する全ての生徒に対しヘルメット着用を義務化しました。

Q3. 市道15号線・市道1197号線・市道1232号線は朝夕交通量が多く、歩道がないため雨天時に傘を差しての登下校は、車との接触事故を起こす危険性があります。こちらの通学路に対しての安全対策実施の考えについて伺います。

A3. 新たな路面標示の設置や薄くなっている箇所への引き直しなど、現状の中で可能な安全対策を講じてまいります。

【市道1197号線、通学路への安全対策】



①ポストコーンの設置  
カーブでのスピード抑制  
歩道と車道を区分し、歩道への車両の進入を抑制

②③安全標識の設置  
通学路における電柱へ「交通安全啓発シート」の設置  
運転手へ歩行者に対する注意喚起

## 市民の皆さまから頂いた要望に対しての活動報告

### “生活道路における交差点の安全対策”

こちらは鴨川地内の生活道路で、交差点における事故を回避する対策をしたものです。市民からの相談で、朝急いで桶川駅に自転車で向かう人が一時停止を止まらずに通っていくため、事故を起こす危険性があるのでは対策を講じて欲しいとの要望を受けました。現地を確認すると、路面の標示は薄く止まれ標識も見えづらいものでした。市の担当課に相談し対策をお願いした所、新たに路面の標示と道路標識の付替えをしていただきました。朝出かける時は、少し時間に余裕をもって自分の身を守るためにも、『止まれ』のある場所では必ず一時停止をして、事故を起こさないようにしてください。自転車も道路交通法では軽車両と規定されているので、指定場所一時停止違反は自転車にも適用されます。道路交通法第43条を無視した運転をした場合、違反となり罰金や罰則が定められていますので注意しましょう。

#### 区画線の設置

施工前



施工後



#### 止まれ標識の設置

施工前



施工後



#### 止まれ表示板の設置

‘危険を警告する、注意喚起板’

